

明監報第13号

福祉局（子育て支援室・こども育成室・待機児童緊急対策室）
定期監査及び行政監査結果報告のこと

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに同条第2項の規定により、みだしの監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

平成29年(2017年)10月23日

明石市監査委員 藤 本 一 彦

同 星 川 啓 明

同 山 崎 雄 史

同 辻 本 達 也

福祉局（子育て支援室・こども育成室・待機児童緊急対策室）
定期監査の結果について

I 監査の対象

子育て支援室

子育て支援課 児童福祉課 こども健康課 児童相談所準備担当

こども育成室

待機児童緊急対策室

保育所 幼稚園 認定こども園

II 監査の期間

平成29年8月23日から平成29年10月23日まで

III 監査の範囲

平成29年6月末日現在における財務に関する事務

IV 監査の方法

福祉局各課から予算の執行状況、物品の管理状況等について、資料の提出を求め、関係諸帳簿等について調査確認し、必要に応じて関係職員の説明を聴取し、財務会計処理が法令等に基づき適正に行われているか、事務の執行が計画的かつ効率的に行われているかについて監査を実施した。

監査の対象事項としては、以下のとおりである。

- (1) 予算の執行等
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 補助金
- (5) 貸付金
- (6) 契約事務
- (7) 財産管理
- (8) 出張命令
- (9) 文書事務

(10) その他

V 監査の結果

今回の監査は、財務に関する事務の執行状況を中心に実施したのであるが、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、別途改善の検討を指示した事項については、改善措置を講じられたい。

福祉局（子育て支援室・こども育成室・待機児童緊急対策室） 行政監査の結果について

I 監査のテーマ

「準公金の取扱いについて」
(選定の理由)

本市においては、市職員が職務の遂行上やむを得ず、地域団体等の公金以外の現金等（以下「準公金」という。）を取り扱っている。このような準公金は、明石市財務規則等の法令の規定を根拠に管理をしているものではないが、公金と同様に適正に管理されていなければならない。管理上の問題があれば、市の責任が問われることから、準公金の取扱いに関する事務について、行政監査を実施する。

II 監査の期間

平成29年8月23日から平成29年10月23日まで

III 監査の範囲

監査事務局の予備監査時点における準公金の取扱いに関する事務

IV 監査の方法

福祉局各課の準公金に係る関係書類等について調査確認し、必要に応じて関係職員の説明を聴取する方法により、監査を実施した。

監査の対象事項としては、以下のとおりである。

- (1) 準公金の取扱状況について
- (2) 準公金の取扱金額について
- (3) 準公金の管理状況について
- (4) 準公金の事務処理について
- (5) 今後の取扱いについて

V 監査の結果

福祉局で取り扱っている準公金のうち、こども育成室41件（保育所8件、幼稚園29件、認定こども園4件）の監査を実施した結果、おお

むね適正に執行されているものと認められた。

なお、別途改善の検討を指示した事項については、改善措置を講じられたい。